

安全共済会新旧比較表

資料3

	新(安全共済会)	旧(安全会)
名称	全国子ども会安全共済会	全国子ども会連合会全国子ども会安全会
制度	「PTA・青少年教育団体共済法」(平成22年6月2日法律第42号)のもと、 文部科学省の監督下において共済約款に基づき運営する。	全国子ども会定款及び全国子ども会安全会細則に基づき 特例少額短期保険として運営する。
会費 (H24年度)	1人あたり年間200円 (10月1日以降190円) (内訳) 共済掛金 50円 (10/1～ 40円) 全子連運営費(賠償保険料含む) 20円 安全教育事業費 50円 神子連会費 80円	1人あたり年間200円 (内訳) 安全会費120円 神子連会費80円
補償	子ども会活動下における負傷、疾病に対して保険医療総額の30%の共済金を給付。 (支払限度額50万円、共済金総額1000円以下は支払わない) 死亡共済金、後遺障害共済金は別表を参照。 *医療装具は、医療装具総額の30%を支払います。	子ども会活動下における負傷、疾病に対して 保険医療総額の50%の見舞金。 (限度額50万円、見舞金総額1000円以下は支払わない) 死亡共済金、後遺障害共済金は別表を参照。 *医療装具は、医療装具総額の全額を支払。
契約者	各市町村子連の代表者 (各会員は被共済者となる)	全子連と都道府県子連・政令指定都市子連代表者との契約。 (安全会神奈川県支部を設置。)
加入 手続き (H24年度)	1.新規加入申込 市町村子連は県子連に指定された 期日(3月23日)まで に以下の 書類をとりまとめ、会費を添えて県子連へ申込する。 (補償期間は4月1日0時～翌3月31日24時) ・神子連加入申込書(神子連様式1) 市町村子連作成 ・ 安全共済契約申込書(共済様式2-1) 市町村子連作成(初回のみ) ・安全共済会申込書(共済様式2-1-1) 市町村子連作成 ・安全共済会申込書(共済様式2-2-1) ▲単位子ども会作成 ・安全共済会申込書(共済様式2-2-2) ▲単位子ども会作成 ・子ども会年間計画(共済様式2-3) ▲単位子ども会作成 2.追加加入 以下の書類に必要事項を記入し、市町村で取りまとめて神子連へ提出。 毎週木曜12時締切、翌日金曜12時から適用。翌3月31日24時まで補償期間。 会費は神子連から市町村に請求した際に支払い。 ・安全共済会申込書(共済様式2-2-1) ▲単位子ども会作成 *FAX,メール可。追加の際は署名や捺印は不要。 ・神子連加入申込書(神子連様式1) 市町村子連作成 *FAX,メール可。 ・安全共済会申込書(共済様式2-1-1) 市町村子連作成 *郵送のみ。署名捺印必要。	1. 新規加入申込 ・市町村子連は県子連に指定された期日までに 書類をとりまとめ、会費を添えて県子連へ申込する。 (補償期間は4月1日0時～翌3月31日24時) ・神子連加入申込書 単子 ・加入申込書(全子連様式2-1) 市町村 ・登録集計表(全子連様式2-1-1) 市町村 ・加入申込書(全子連様式2-2) 単子 ・加入者名簿(全子連様式2-3) 単子 ・子ども会年間計画(全子連様式9) 単子 2. 追加加入 追加加入申込書に必要事項を記入し、市町村で 取りまとめて神子連へ提出。 毎週木曜12時締切、翌日金曜12時から適用。翌3月31日24時まで。 会費は神子連から市町村に請求した際に支払い。

	新(安全共済会)	旧(安全会)
書類管理	原本を神子連が管理。控を全子連が管理。 (市町村子連および単位子ども会が控を保管するのは同様)	原本を神子連が管理。市町村子連と単位子ども会で控を保管。
行事追加・変更	行事の変更、追加がある際は控の「子ども会年間計画」(共済様式2-3)に書き加え、 行事開催日の1週間前までに神子連へ提出。	行事の変更、追加がある際は控の子ども会年間計画に書き加えるか、もしくは別紙にその旨記載し、行事開催日前までに神子連へ提出。
会員所属変更	所属変更届(共済様式8)に必要事項を記入し、転入先の子ども会へ提出。 提出。転入先の子ども会から市町村子連を通じ、各都道府県子連へ (市内/県外の子どもの会の移動の場合も同様の手続き)	県内移動報告、県外移動報告の該当するいずれかの様式に必要事項を記入し神子連へ提出。
事故第一報	事故が発生したら「安全共済会事故第一報報告」(共済様式3-1)に必要事項を記入し、 市町村子連を通して神子連に2週間以内 に提出。神子連から全子連へ30日以内に提出。 (目安:単子→市町村子連=1週間以内、市町村子連→神子連=2週間以内)	事故が発生したらすみやかに各単位子ども会育成会長を通じて市町村子連へ報告→神子連へ報告。
共済金請求	1.被共済者が市町村子連、神子連を通じ全子連に請求する。 ※被共済者とは 医療共済金、後遺障害共済金を請求する場合は被共済者本人(被共済者本人が未成年の場合はその親権者)とし、死亡見舞金を請求する場合は被共済者の法定相続人とする。 申請に必要な書類 *最終治療日より30日以内に神子連に提出。 ・共済金請求申請書(共済様式4-1-1) ・ 個人情報取扱いについての同意書(共済様式5) ・領収証のコピー *通院6日以内 または医療報告書(共済様式4-1-1-2) *通院7日以上 または柔道整復施術報告書(共済様式4-1-1-3) *通院日数不問 ・安全共済会申込書 加入者名簿の控のコピー(共済様式2-2-1, 2のコピー) ・子ども会年間計画の控のコピー(共済様式2-3のコピー) 神子連で書類の不備など確認の後、最終治療日より60日以内に神子連から全子連に提出。	1.会員が市町村子連を通じ神子連に請求する。 申請に必要な書類 *最終治療日より30日以内に神子連に提出。 ・見舞金請求申請書(全子連様式4-1-1) ・事故発生報告書(全子連様式5) ・医療報告書(全子連様式4-1-1-2) または領収証のコピー または柔道整復施術報告書(全子連様式4-1-1-3) ・加入者名簿の控のコピー(全子連様式2-3のコピー) ・子ども会年間計画の控のコピー(全子連様式9のコピー)
審査	神子連→要件審査(要件審査では請求書類の不備がないかを精査する) 全子連→実質審査(実質審査では共済金の支払いの有無責の判断と、支払う場合は支払金額を決定し共済金を振り込む。 実質審査においては、「個人情報取扱いについての同意書」に基づき、全子連から医療機関へ直接問い合わせをする場合があります。	神子連→安全会神奈川県支部審査委員会にて予備審査 全子連→全子連本部審査委員会にて本審査
共済金支払	全子連での本審査決定後、全子連から共済金請求者へ共済金を支払。 決定通知は全子連から、神子連・市町村子連・共済金請求者へそれぞれ送付。	全子連の本審査決定後、県支部に見舞金決定通知とともに支払。 神奈川県支部から見舞金申請者へ支払。 市町村子連へ決定通知を送付。
その他	加入申込書類や各種変更書類、事故第一報報告、共済金請求書類など、 基本的に全て、法律に基づき文科省の指導のもと全子連にて管理・審査となったため、異なる様式で提出した場合、書類に不備があった場合、共済金請求締切の遅延などが以前と異なり調整できない場合があります。予めご了承ください。	H23年度に発生した事故の見舞金申請(過年度分)は、安全会での補償となるため、安全会の手続き方法に従って申請をしてください。